

デジタル・ガバメントについて

令和元年5月31日
平井臨時議員提出資料

政府情報システムに係る予算・調達改革

デジタル化の進展に適切に対応できるよう、内閣官房IT総合戦略室のリーダーシップの下、政府の情報システムに係る予算の要求から執行までを通した一元的なプロジェクト管理を強化する仕組みを検討中。

平成30年12月

IT戦略本部において、調達手続の見直し、調達を行うIT専門人材の確保、政府全体でのスケールメリットを生かすためのIT予算・調達の一元化などについて、早急に検討を開始するよう、総理から指示。

平成31年1月

デジタル・ガバメント閣僚会議において、政府情報システムについて、予算・調達の一元化を含め、内閣官房における一元的なプロジェクト管理の強化を、IT担当大臣が取りまとめるよう、官房長官から指示。

期待される改革の効果

【予算】

- ✓ 各省縦割りの要求・計上の弊害であった重複要求・重複投資の回避
- ✓ 情報システムの共用・集約化の進展

【調達】

- ✓ クラウド等を活用したスケールメリットの享受
- ✓ 統一的なセキュリティの確保、情報システムやデータの標準化の進展
- ✓ 最新の動向を踏まえた技術や開発手法の導入の進展

【人材・体制】

- ✓ 政府内で知見やノウハウを共有する仕組みの導入により、最先端の知識、技術を活用できる人材が増加

デジタル手続法※の概要

※行政手続オンライン化法、住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法等を改正

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、**行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等**を定める。

○行政手続オンライン化法の改正

※法律の題名を「**情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）**」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- ① **デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② **ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ **コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認**や手数料納付も**オンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- **行政機関間の情報連携**等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施